

宝塚市立人権文化センター 団体登録(更新)手続きについて

1 人権文化センターの設置目的

人権文化センターは、基本的人権尊重の精神に基づいて、すべての人びとの人権が保障され、互いに尊びあうことのできる人権文化を創造していくことと、その推進を図っていくことを目的とした施設です。

今なお、同和問題をはじめとして外国人、女性、障害者等に対する様々な人権問題が存在しています。人権文化センターは、これらの問題解決に向けて、また開かれたコミュニティセンターとして様々な事業を実施しています。主な取り組みの一つとして広く同和・人権問題に対する啓発のための、学習会や講演会を行っています。私たちの生活の中に滞在する差別意識や偏見を払拭し、誰もが幸せに暮らせて、生きやすい社会を実現するために、人権文化センターは役立ちたいと考えています。

人権文化センターを利用される皆様は、同センターのこの設置目的をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

2 開館時間・休館日

- ① 開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までです。
- ② 休館日は、日曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）です。

3 団体等の登録(更新)について

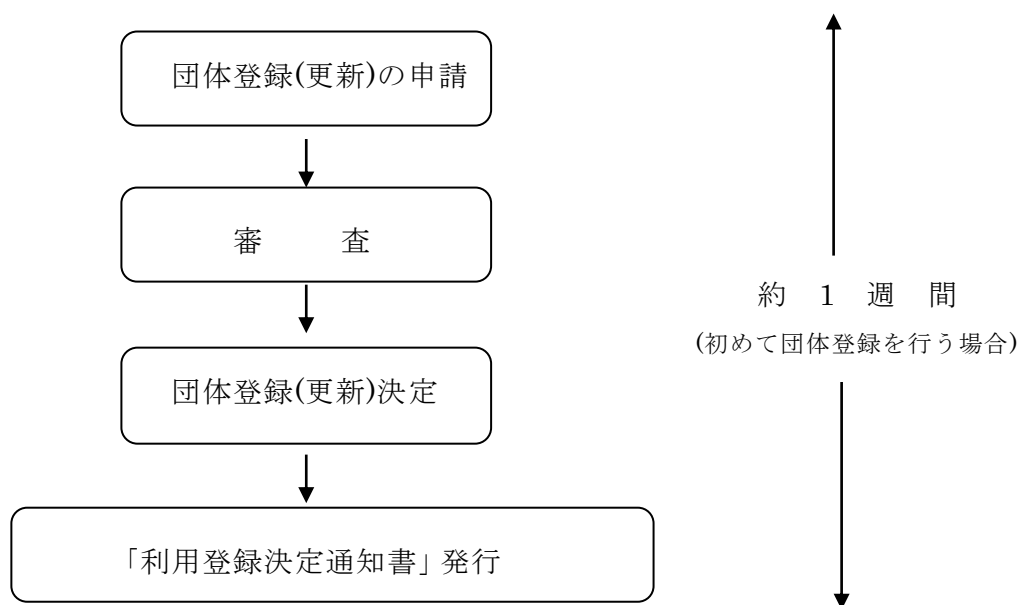
人権文化センターを使用する際には、団体登録が便利です。団体登録を行った場合は、施設予約にかかる申し込みが早くでき、インターネットや電話等で仮予約も行えるほか、市内 3 人権文化センターでの使用が可能になります。また、活動内容によっては使用料が減免されます。

団体登録の有効期限は、毎年 3 月末日までです。引き続き登録を希望される場合は、更新手続きが必要です。

初めての団体登録、または更新手続きに必要な書類は次のとおりです。

- 1 宝塚市立人権文化センター団体登録申込書(兼変更届)
- 2 事業計画書
- 3 会則または規約
- 4 会員名簿
- 5 収支予算書 (※新規登録時のみ。第 1 号団体は不要)
- 6 登録団体紹介(掲示用ポスター)(任意)

4 団体登録(更新)の流れ



登録団体は活動内容に応じて次のような区分があり、使用申込み時期も異なります。

① 団体等の登録区分

区 分	団体等の主たる活動内容
第 1 号団体	人権教育(啓発)活動、青少年健全育成活動、地域福祉活動など
第 2 号団体	生涯学習などの交流活動

② 登録団体の使用申込み時期

区 分	使用申込みの時期
第 1 号団体	使用予定日の 2 ヶ月前から使用当日まで
第 2 号団体	使用予定日の 5 週間前から使用当日まで

(参考)

一般使用の場合…使用予定日の 2 週間前から 3 日前まで

③ 使用料が減免される場合

人権啓発や地域福祉活動…免除

乳幼児や児童などの健全育成活動…半額に減額

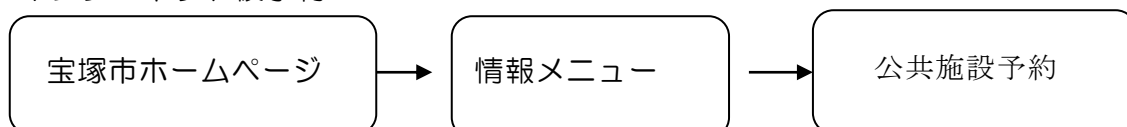
※減免に関しては、事前にご相談ください。上記以外での活動で使用する場合は、減免を受けられません。

5 使用許可申請の方法等

- ① 使用許可申請は「宝塚市立人権文化センター使用許可申請書兼使用料減免申請書」を提出してください。受付時間は開館日(土曜日を除く)の午前 9 時から午後 5 時半までです。使用料は、申請時にお支払いください。
- ② 申請することのできる日が休館日等に当たるときは、その直前の日の受付時間内に申請することができます。

- ③ 施設の使用時間に関しては、最終頁に掲げている表の時間帯で申請してください。使用時間は、準備と後片付けの時間を含みます。センター事業等の関係から、例えば「午後」の使用時間を「午後 1 時から 4 時まで」のような使用許可を条件に付す場合がありますので、ご承知おきください。
- ④ 登録団体に限り、インターネットや電話等による『仮予約』をお受けします。ただし、仮予約後 7 日以内（土曜日、休館日を含む）に使用許可申請書の提出がないときは、その予約を取り消します。

<インターネット仮予約>



※登録を更新しても、ユーザーID（団体登録番号）及びパスワードは変わりません。

- ⑤ 使用許可を受けた後、使用の取りやめや許可内容に変更が生じたときは、速やかに「センター使用取消届」を提出してください。提出日に応じて、既納使用料の返還を請求することができます。
- ・使用予定日の 10 日前までの提出…既納使用料の全額
 - ・使用予定日の 5 日前までの提出 …既納使用料の半額
(提出が使用予定日の 4 日前から使用当日の場合は、返還できません)

6 使用上の注意

- ① 使用に当たり、最初に来られた方は窓口で登録団体名を告げて「鍵貸出簿」にご記入の上、鍵と「利用施設点検表」をお受け取りください。また、備品等を使用するときはご相談ください。
- ② 施設内は火気厳禁、禁煙です。
- ③ 食事等は、調理室をご使用ください。清潔に大切に器具を使用し、終わりましたら「調理室点検表」に基づき片付けた後、職員がチェックしますので館内電話により連絡(内線 10 番～12 番)してください。
- ④ 調理室以外での食事は原則禁止としていますが、どうしても必要な場合はあらかじめ許可を受けてください。飲食の際に出たゴミはすべて持ち帰ってください。
- ⑤ 使用が終わりましたら「利用施設点検表」のチェック項目に基づき部屋の片付け、ゴミ等の処理や電灯等の電源を切り、施錠をすませて鍵と同点検表を窓口に返却して、「鍵貸出簿」に返却時間をご記入の上お帰りください。
- ⑥ 駐車場の駐車台数には限りがありますので、できる限り乗り合わせてお越しください。なお、午後 9 時以降は閉鎖しますのでご注意ください。

7 登録団体へお願い

登録団体の皆様に、人権文化センターの催す学習会や講演会についてご案内しますので、会員の方は必ず参加していただきますようお願いいたします。

また、毎年 11 月に「解放文化祭」を開催します。同文化祭への出展、発表などご協力をたまわりますよう併せてお願いいたします。

ほか、次の事項を遵守してください。

- ① 許可なくビラ、ポスター等を掲示したり配布しないでください。
- ② 登録団体の催す行事などに、希望者がいれば基本的に参加(入会)を受け入れてください。
- ③ 暴力団の利益になるような使用はできません。
- ④ 周囲に迷惑を及ぼす活動(大きい音や騒音など)は、自粛願います。
- ⑤ 人権文化センターの管理上において、職員の指示に従ってください。

8 人権文化センター使用料の改定予定について（お知らせ）

昨今の物価高騰や人件費上昇及び受益者負担見直しの全庁的な取組の一環として、宝塚市内の各公共施設の使用料について、全般的に見直されることとなりました。これに伴い、また人権文化センターほか各人権文化センターについても使用料の改定が行われます。

利用者の皆様におかれましては、ご理解ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

改定内容

- ・使用料について、現在の使用料の概ね 1.5 倍に改定します。
※全公共施設、100 円単位に統一（100 円未満の端数は四捨五入）
- ・市外料金（市内料金の 2 倍）を新設します。
※団体の場合、構成員の半数以上が市外の場合に市外料金が適用されます。
（各種条件有り）

改定時期

- ・令和 8 年（2026 年）10 月 1 日以降ご使用分から
※申請日が令和 8 年（2026 年）9 月 30 日以前であっても、10 月 1 日以降にご使用の場合は、新料金となります。

新しい料金表

別紙のとおり

宝塚市立まいたに人権文化センター使用料
(令和8年9月30日使用分まで)

(単位 円)

使用時間 使用施設	A 午前	B午後1	C 午後2	D 夜間	延長使用料
	午前9時 ～ 正午	午後1時 ～ 午後3時	午後3時15分 ～ 午後5時15分	午後6時 ～ 午後9時	
学習室 2	300	200	200	300	150
学習室 3	300	200	200	300	150
学習室 4	300	200	200	300	150
学習室 5	300	200	200	300	150
学習室 6	400	300	300	400	200
学習室 7	300	200	200	300	150
調理室	400	300	300	400	200
和室 1	300	250	250	300	150
和室 2	300	250	250	300	150
大ホール	1,000	700	700	1,000	400
多目的室	300	250	250	300	150

- ※ 大ホール・学習室 6 は合わせてのご使用をお願いします。
- ※ 学習室 3・4は合わせてのご使用をお願いします。
- ※ 和室 1・和室 2は合わせてのご使用をお願いします。

宝塚市立まいたに人権文化センター特殊器具使用料

品 目	単 位	使用料 (1日につき)
アップライトピアノ	1台	300円

宝塚市立まいたに人権文化センター使用料
(令和8年10月1日使用分から)

(単位 円)

使用時間 使用施設	A 午前	B午後1	C 午後2	D 夜間	延長使用料
	午前9時～正午	午後1時～午後3時	午後3時15分～午後5時15分	午後6時～午後9時	
学習室 2	500	300	300	500	200
学習室 3	500	300	300	500	200
学習室 4	500	300	300	500	200
学習室 5	500	300	300	500	200
学習室 6	600	500	500	600	300
学習室 7	500	300	300	500	200
調理室	600	500	500	600	300
和室 1	500	400	400	500	200
和室 2	500	400	400	500	200
大ホール	1,500	1,100	1,100	1,500	600
多目的室	500	400	400	500	200

- ※ 大ホール・学習室 6 は合わせてのご使用をお願いします。
- ※ 学習室 3・4は合わせてのご使用をお願いします。
- ※ 和室 1・和室 2は合わせてのご使用をお願いします。

宝塚市立まいたに人権文化センター特殊器具使用料

品 目	単 位	使用料 (1日につき)
アップライトピアノ	1台	300円